

協議第 4 3 号

平成 1 5 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（ごみ対策関係その 2）について

各種事務事業の取扱い（ごみ対策関係その 2）について別冊のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 4 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

【協議結果】

継続審議となりました。

協議第43号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
ごみ対策関係（その2）

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	環境部会
関係項目	ごみ対策関係	分科会	ごみ収集分科会

区分	構成市町村の現況																																																					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町																																																
5 家庭ごみの収集ステーションの設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみ 約5,500箇所 燃やせないごみ 約2,100箇所 合計 約7,600箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 全ステーション数 約600箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみ 272箇所 燃やせないごみ 193箇所 資源ごみ 184箇所 粗大ごみ 29箇所 合計 約300箇所 (兼ねるステーションがある。) 	<ul style="list-style-type: none"> 全ステーション数 約100箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 全ステーション 60箇所 (燃やせるごみ、燃やせないごみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 全ステーション 約140箇所 																																																
	<ul style="list-style-type: none"> ステーションの管理者、設置者等から新設・移転・廃止届出書を提出させ現地調査後決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長と担当課で協議の上、設置場所の新設・移転等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当課で合意した場所で届出(新設・移転・廃止)をしてもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会と担当課で協議の上、設置場所の新設・移転等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当課で合意した場所で届出(新設・移転・廃止)をしてもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所は各区で決める 																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 市で独自に設置したステーションはなし。 設置に関して補助金なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 市で独自に設置したステーションはなし。(補助金) 集積所：補助率 2/3 補助金限度額 45万円 集積庫：補助率 2/3 補助金限度額 12万円 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の新設した集積所に対し上限を15万円とし、半額補助 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の要望により新設、改修に対し補助金を支出。上限5万円(5万円未満は全額) 	<ul style="list-style-type: none"> 村で独自に設置したステーションはなし。 設置に関し補助金の支出なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 町独自に設置したステーションはなし。(小・中学校、保育園、町体育館も収集) 設置、修繕に関し 1/3の補助金を支出。(上限7万円) 																																																
	<p>過去3カ年実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>件数</th> <th>実績額(円)</th> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>—</td> </tr> </table>	件数	実績額(円)	H12	—	H13	—	H14	—	<p>過去3カ年実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>件数</th> <th>実績額(円)</th> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>25(3) 4,751,000</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>24(3) 3,047,000</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>22(3) 5,702,000</td> </tr> </table>	件数	実績額(円)	H12	25(3) 4,751,000	H13	24(3) 3,047,000	H14	22(3) 5,702,000	<p>過去3カ年実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>件数</th> <th>実績額(円)</th> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>2 1,359,000</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>5 525,200</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>5 448,300</td> </tr> </table>	件数	実績額(円)	H12	2 1,359,000	H13	5 525,200	H14	5 448,300	<p>過去3カ年実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>件数</th> <th>実績額(円)</th> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>9 438,606</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>8 396,056</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>4 200,000</td> </tr> </table>	件数	実績額(円)	H12	9 438,606	H13	8 396,056	H14	4 200,000	<p>過去3カ年実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>件数</th> <th>実績額(円)</th> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>—</td> </tr> </table>	件数	実績額(円)	H12	—	H13	—	H14	—	<p>過去3カ年実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>件数</th> <th>実績額(円)</th> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>3 148,000</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>5 489,000</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>4 181,000</td> </tr> </table>	件数	実績額(円)	H12	3 148,000	H13	5 489,000	H14	4 181,000
	件数	実績額(円)																																																				
	H12	—																																																				
H13	—																																																					
H14	—																																																					
件数	実績額(円)																																																					
H12	25(3) 4,751,000																																																					
H13	24(3) 3,047,000																																																					
H14	22(3) 5,702,000																																																					
件数	実績額(円)																																																					
H12	2 1,359,000																																																					
H13	5 525,200																																																					
H14	5 448,300																																																					
件数	実績額(円)																																																					
H12	9 438,606																																																					
H13	8 396,056																																																					
H14	4 200,000																																																					
件数	実績額(円)																																																					
H12	—																																																					
H13	—																																																					
H14	—																																																					
件数	実績額(円)																																																					
H12	3 148,000																																																					
H13	5 489,000																																																					
H14	4 181,000																																																					
<ul style="list-style-type: none"> 自治会またはアパート・マンション等の管理人で管理 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会またはアパート・マンション等の管理人で管理 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会又はアパート、マンション等の管理人で管理 	<ul style="list-style-type: none"> ステーションは自治会で管理 	<ul style="list-style-type: none"> 区、自治会で管理 	<ul style="list-style-type: none"> 区、自治会で管理 																																																	
	<ul style="list-style-type: none"> 件数は集積所数と()内集積庫数 実績額は集積所、集積庫合わせた額 																																																					

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	5. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容																																								
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村																																									
・燃やせるごみ 約130箇所 ・その他 1箇所 合計 131箇所	・全ステーション 184箇所	・全ステーション 130箇所 (燃やせるごみ、燃やせな いごみ) ・粗大ごみ排出場 17箇所 (年3回)	・全ステーション 149箇所	収集ステーションの設置方法、管理方法等については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ただし、補助金については、新市における一体性や公平性を確保する観点から、取り扱いを統一することが望ましく、自治会が管理するものを対象に、各市町村の実績の範囲内で、補助金限度額を事業費の1/3、上限を15万円として、合併と同時に新たな制度を制定する方向で調整する。																																								
・自治会長と担当課で協議の上、設置場所の新設・移転等を行う。	・設置場所は各自治会で決める。	・担当課の合意した場所において届出(新設・移転・廃止)をしてもらう。	・設置場所は各地区で決める。																																									
・町においてごみ箱を購入し設置する。	・集積所の新設、改修等補助金 事業費上限50万円 1/3補助	・町独自の設置集積所はなし。 ・設置補助金：補助率3割(上限15万円)	・管理は自治会で実施 集積所の新設、改修等補助金(80%補助、上限20万円)																																									
過去3カ年実績 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>件数</th> <th>実績額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12 13</td> <td>952,770</td> </tr> <tr> <td>H13 14</td> <td>1,026,060</td> </tr> <tr> <td>H14 10</td> <td>732,900</td> </tr> </tbody> </table>	件数	実績額(円)	H12 13	952,770	H13 14	1,026,060	H14 10	732,900	過去3カ年実績 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>件数</th> <th>実績額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12 4</td> <td>624,000</td> </tr> <tr> <td>H13 5</td> <td>649,000</td> </tr> <tr> <td>H14 24</td> <td>2,728,000</td> </tr> </tbody> </table>	件数	実績額(円)	H12 4	624,000	H13 5	649,000	H14 24	2,728,000	過去3カ年実績 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>件数</th> <th>実績額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12 2</td> <td>146,000</td> </tr> <tr> <td>H13 2</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>H14 3</td> <td>344,000</td> </tr> </tbody> </table>	件数	実績額(円)	H12 2	146,000	H13 2	300,000	H14 3	344,000	過去3カ年実績 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>件数</th> <th>実績額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12 6</td> <td>719,872</td> </tr> <tr> <td>H13 12</td> <td>1,827,640</td> </tr> <tr> <td>H14 11</td> <td>1,814,280</td> </tr> </tbody> </table>	件数	実績額(円)	H12 6	719,872	H13 12	1,827,640	H14 11	1,814,280	過去3カ年実績(合計) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>件数</th> <th>実績額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12 67</td> <td>9,139,248</td> </tr> <tr> <td>H13 78</td> <td>8,259,956</td> </tr> <tr> <td>H14 86</td> <td>12,150,480</td> </tr> </tbody> </table>	件数	実績額(円)	H12 67	9,139,248	H13 78	8,259,956	H14 86	12,150,480
件数	実績額(円)																																											
H12 13	952,770																																											
H13 14	1,026,060																																											
H14 10	732,900																																											
件数	実績額(円)																																											
H12 4	624,000																																											
H13 5	649,000																																											
H14 24	2,728,000																																											
件数	実績額(円)																																											
H12 2	146,000																																											
H13 2	300,000																																											
H14 3	344,000																																											
件数	実績額(円)																																											
H12 6	719,872																																											
H13 12	1,827,640																																											
H14 11	1,814,280																																											
件数	実績額(円)																																											
H12 67	9,139,248																																											
H13 78	8,259,956																																											
H14 86	12,150,480																																											
・町が設置後の管理は自治会や付近の住民が行う	・管理は自治会で実施 ・アパート、マンション等の管理人で管理	・届出した自治会、アパート、マンションの管理人で管理	・管理は自治会で実施																																									

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	環境部会	調整の内容	7. 現行のまま新市に引き継ぐ。
関係項目	ごみ対策関係	分科会	ごみ処理施設分科会		

区分	構成市町村の現況				調整の具体的内容
	津市西部クリーンセンター	クリーンセンターおおたか	河芸町美化センター	安芸美清掃センター	
7 ごみ処理施設操業に関する協定	<p>当センターが昭和54年に操業して以来、地元地区と当該協定を締結し、その内容については、5年毎に見直している。</p> <p>協定の概要</p> <p>1日の処理量を制限していること。</p> <p>公害防止対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガス、騒音を基準値以下とすること。 ・臭気が場外へ漏洩しないこと。 ・大気、水質、土壌の周辺環境調査を実施すること。 <p>などを規定していること。</p> <p>搬入車両の安全運行、衛生面を規定していること。</p> <p>地域住民の当センターへの立ち入り権を規定していること。</p> <p>当該協定の適正な運用を図るため、地域住民で組織する公害防止協議会を市と住民の連絡協議機関として位置付けていること。</p>	<p>平成6年施設建設時に地元地区と覚書・補償協定・公害防止協定を締結。</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来建替えが必要な場合は、地元と協議する。 ・施設への搬入道路使用規制あり。 ・公害対策協議会の設置。 	<p>平成7年施設建設前に地元地区と覚書・補償協定を締結。</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美化センター運転時に故障が発生した時は、即時運転を停止して迷惑のかからないようにする。 	<p>昭和61年操業以来地元地区と覚書・公害防止協定締結。</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止協定の締結 ・公害防止対策 ・排ガス等を基準値以下にすること。 ・汚水は放流しない。 ・焼却灰は北神山地区以外に搬出すること。 ・一般廃棄物以外焼却しない。 ・協定期限は平成20年3月末日と定める。また、協議の上再協定できる。 ・20年間操業期限に関する覚書 ・1号炉は平成18年3月末日をもって撤去する。 	<p>それぞれの施設に設置時の経緯があり、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>